

No 2 専門医等養成支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (様式除く)

新	旧
<p><u>令和2年度</u>専門医等養成支援事業費補助金交付要綱</p>	<p><u>平成31年度</u>専門医等養成支援事業費補助金交付要綱</p>
<p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 一般社団法人高知医療再生機構(以下「機構」という。)は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成のため、<u>令和2年</u>3月31日現在で、原則として経験年数が15年以下の若手医師が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域およびサブスペシャリティ領域(別表1)の専門医等の資格を取得することを支援するために、一般社団法人日本専門医機構や学会認定の研修病院の指導医等が、若手医師に必要な研修環境を整備すること(以下「補助対象事業」という。)に対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>第3～4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、<u>令和2年</u>4月1日から<u>令和3年</u>3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から<u>令和3年</u>3月31日の範囲内とする。</p> <p>第6～9条 (略)</p> <p>(実績報告の提出及び補助の確定)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書(第6号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 一般社団法人高知医療再生機構(以下「機構」という。)は、高知県内の若手医師の資質向上及びキャリア形成のため、<u>平成31年</u>3月31日現在で、原則として経験年数が15年以下の若手医師が、医師の「新しい専門医の仕組み」の基本領域およびサブスペシャリティ領域(別表1)の専門医等の資格を取得することを支援するために、一般社団法人日本専門医機構や学会認定の研修病院の指導医等が、若手医師に必要な研修環境を整備すること(以下「補助対象事業」という。)に対して、予算の範囲内で補助を行う。</p> <p>第3～4条 (略)</p> <p>(補助申請)</p> <p>第5条 補助申請をしようとする者は、補助申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、機構の理事長(以下「理事長」という。)が別に定める日までに、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象期間は、<u>平成31年</u>4月1日から<u>平成32年</u>3月31日の範囲内とし、追加公募を行った場合には、申請日から<u>平成32年</u>3月31日の範囲内とする。</p> <p>第6～9条 (略)</p> <p>(実績報告の提出及び補助の確定)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助対象事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書(第6号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。</p>

新	旧
<p><u>ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月10日までに理事長に提出しなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第11～12条 (略)</p> <p>附則</p> <p><u>1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 令和2年度補助額は、令和2年9月を目途に決定する。</u> <u>9月までに請求できる概算払額は、補助額(予定)の2分の1を上限とする。</u></p> <p>(別表1～2) (略)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>第11～12条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、<u>平成31年4月1日</u>から施行する。</p> <p>(別表1～2) (略)</p>